

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第 81 号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則
京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (2) 京都市学校歴史博物館条例第6条第1項に規定する観覧料（同条第2項の規定の適用を受け、又は同条例第8条の規定により減額するものに限る。）、刊行物等の売払代金、学校歴史博物館において実施する講座の受講に係る料金又は複写機による複写に要する費用 学校歴史博物館

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(会計室)